



質問

昨年8月に薬局を整備し、かなりの薬品を買い入れました。手持ち資金が無かったので銀行から、融資を受けて薬品の代金を支払いましたが、この借入金の利子は棚卸資産の取得価額に入るのでしょうか。

回答

取得価額に含めなくて差し支えはありません。

棚卸資産の取得価額は、原則として次の金額とすることになっています。

- (1) 購入した棚卸資産・・・次に掲げる金額の合計額。ただし買入事務・検収・整理・選別に要した費用などについては、取得価額に算入せずにそのまま必要経費とすることができる場合があります。
 - イ 当該資産の購入の代価（引取運賃・購入手数料・関税その他当該資産の購入のために要した費用の額を加算した金額）
 - ロ 当該資産を消費または販売の用に供するために直接要した費用の額
- (2) 自己の製造等にかかる棚卸資産・・・次に掲げる金額の合計額。ただし製造後に要した検査・整理・選別・費用などは上記(1)と同様必要経費とすることができる場合があります。
 - イ 当該資産の製造等のために要した原材料費・労務費および経費の額
 - ロ 当該資産を消費または販売の用に供するために直接要した費用の額
- (3) (1)および(2)以外の方法で取得した棚卸資産・・・次の金額の合計額
 - イ その取得の時における当該資産の取得のために通常要する価額
 - ロ 当該資産を消費または販売の用に供するために直接要した費用の額

ところで、棚卸資産の取得のための借入金利子は、通常の企業会計では非原価項目として取扱われていることなどの理由から、所得税においてもその年分の必要経費にできることになっています。なお、在庫薬品を特に増やしたなどによる費用を翌年以降に繰延べた方が良い場合も生ずることから、借入金利子を取得価額に含めても差しつかえないものとされています。

お知らせ

「応急手当WEB」「救急医療啓発パンフレット」へのリンク依頼について

◇救急医療部◇

当会ホームページでは急病・急な症状時の対応を紹介する「応急手当WEB」、救急医療機関の適切な利用について理解を深めてもらう「救急医療啓発パンフレット」を掲載しております。

これらの情報をより一層周知することにご協力いただけます医療機関におかれましては、自院ホームページに下記掲載URLへのリンクをお願いいたします。

なお、リンク掲載後のご連絡は不要ですが、今後の連携強化のため、リンクのご一報をいただければ幸いです。

●応急手当WEB

<http://www.hokkaido.med.or.jp/firstaid/>

●救急医療啓発パンフレット

<http://www.hokkaido.med.or.jp/hokkaido/ambulance.html>

連絡先：北海道医師会事業第三課

TEL 011-231-1726 FAX 011-210-4514 E-mail 3ka@m.doui.jp